

豊岡市農業渇水緊急対策事業補助金

補助金の概要

1 対象者

渇水対策を行う農業者(※)、農会、土地改良区で、次の要件を満たす者

(※) 農業者とは、経営耕地面積10アール以上又は農産物販売金額150,000円以上の者。

- (1) 市内に住所を有すること
- (2) 市内で水稻・野菜・果樹等を生産していること ※家庭菜園は除く

2 対象経費

渇水対策に要する経費で、次に掲げるもの

- (1) 小型ポンプ等※1の購入または借上げに要する経費
(ホース等、必要不可欠な付属部品を含む)
- (2) 車両等(給水車・散水車・ミキサー車・トラック)
の借上げに要する経費
- (3) 取水、給水等に必要となる次に掲げる経費
 - ア 人件費※2
 - イ 燃料費及び電気代※3
 - ウ 修繕料
 - エ 委託費
 - オ 重機借上料
 - カ 工事費

※1 小型ポンプ等とは
水中ポンプ、エンジンポンプ、
給水タンク、発電機、延長コード

※2 人件費の単価
農業者等に支払う人件費は
1,500円/hを交付対象経費の
上限とします。

※3 電気代の算出方法
昨年又は一昨年の同月との差額
(使用量が増えている場合のみ)
農事用電力に限る

3 補助対象期間

令和8年7月8日(水)から令和8年8月31日(月)まで
(7月8日以降に行った渇水対策が対象になります)

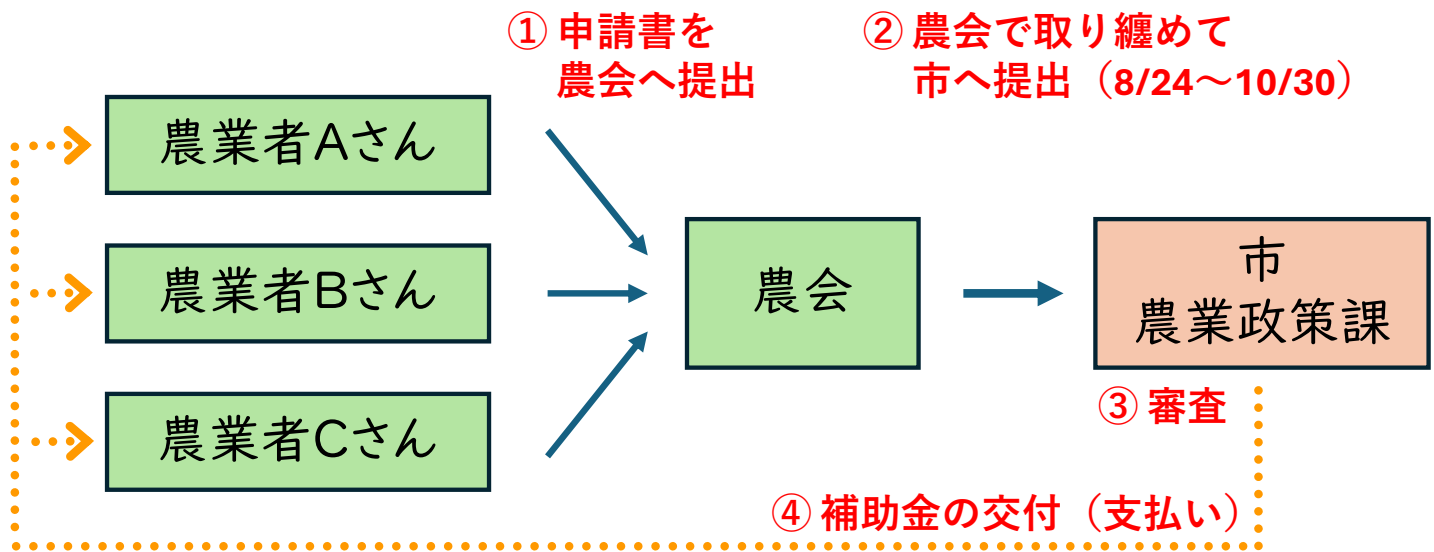
4 補助率等

- (1) 補助率 対象経費の1/2以内の額(百円未満切り捨て)
- (2) 補助金の上限額
 - ア 個人・法人 10万円
 - イ 認定農業者等・集落営農組合・農会・土地改良区 20万円

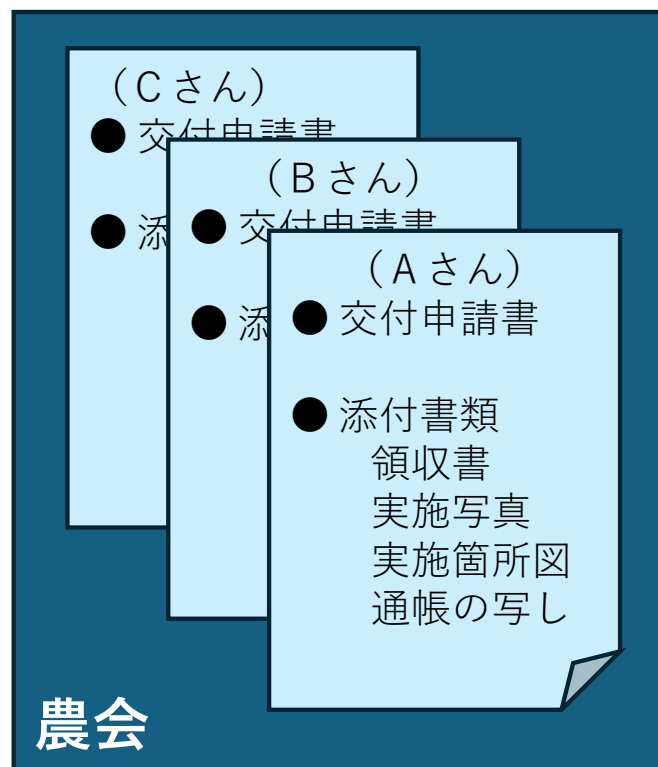
5 申請期限 令和8年8月24日(月)から令和8年10月30日(金)まで



補助金申請～交付の流れ



- 交付申請書
- 添付書類
領収書
実施写真※4
実施箇所図
通帳の写し



『申請内容が実施状況に沿ったものになっているか』確認をお願いします。

※家庭菜園は対象外です

※4 実施写真がない場合

内容が分かる書類で代用できます

ポンプの場合：経路図（吸水から吐水まで）+稼働状況（月日・時間）

日当の場合：作業日報 など